

福 議 委 号
平成25年8月20日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

総務教育常任委員会
委員長 熊 野 茂 夫

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、平成25年6月20日福島町議会定例会6月会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第140条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

| | | |
|---------------|---|---|
| 調 査 事 件 | (1) まちづくり基本条例の取り組み状況について | |
| 調 査 期 間 | 平成25年5月31日～平成25年7月30日 (2日間) | |
| 出 席 委 員 | (1) 5月31日 (金) | (1) 7月30日 (火) |
| | 委 員 長 熊 野 茂 夫 副委員長 川 村 明 雄 委 員 佐 藤 孝 明 " 滝 川 明 隆 " 平 野 幸 基 " 溝 部 | 委 員 長 熊 野 茂 夫 副委員長 川 村 明 雄 委 員 佐 藤 孝 明 " 滝 川 明 隆 " 平 野 幸 基 " 溝 部 |
| 欠 席 委 員 | なし | |
| 委 員 外 議 員 | 議 員 花 田 勇 | なし |
| 出 席 説 明 員 | 町 長 佐 藤 卓 也 副 町 長 竹 下 泰 弘 総 務 課 長 中 住 吉 田 総 務 課 長 補 佐 住 村 吉 洋 総 務 課 係 長 村 田 英 之 臣 | 町 長 佐 藤 卓 也 総 務 課 長 中 住 吉 田 総 務 課 長 補 佐 住 村 吉 洋 総 務 課 係 長 村 田 英 之 臣 |
| 議 会 事 務 局 職 員 | 議 会 事 務 局 長 石 堂 一 志 議 会 グ ル ー プ 次 長 前 田 勝 広 議 会 グ ル ー プ 主 事 沢 田 元 気 | 議 会 事 務 局 長 石 堂 一 志 議 会 グ ル ー プ 次 長 前 田 勝 広 議 会 グ ル ー プ 主 事 沢 田 元 気 |

[委員会意見]

調査事件 1 まちづくり基本条例の取り組み状況について

(平成 25 年 5 月 31 日・7 月 30 日調査)

本調査は、まちづくり基本条例が施行されてから 4 年を経過したことを受け、町（執行機関）において条文ごとに現状認識や課題と方向性をまとめた資料が示されたことから、当該条例が所期の目的を達成しているかどうかという視点に立ち調査したものであり、その調査結果の主な内容は次のとおりである。

【調査の論点と意見】

1. 町長の責務（第 14 条）について

平成 24 年度定例会 3 月会議において、「佐藤卓也町長に対する問責決議」が可決されているにも関わらず、当初における当該条文の現状認識等は問責された事実を受けたものとなっていないことは遺憾である。このことについての町長の考え方を確認したところ、当該条文は「町民」に対してのものであり、「議会」とは書いていないし、用語の意味でも「町民」には「議会」は含まれていないので、問責のことは関係しないと判断して整理したとのことである。本委員会は、このような町長の考え方に驚がくするばかりか、啞然としたところである。町長は二元代表民主制をどのように認識し、まちづくり基本条例を運用し、協働のまちづくりを進めて行くのか大いに疑問を抱かざる得ないものである。

町長は、発言を訂正し当該条文の現状認識等を変更したところであるが、基本原則の問題であり、単に発言を訂正して整理できるようなものではないことを書きくわえておく。

2. まちづくり基本条例の周知について

まちづくり基本条例の町民への周知は、平成 21 年 4 月の施行に合わせ「まちづくり基本条例（解説書）保存版」を全戸に配付しているところである。しかし、施行後 4 年を経過しており、まちづくり基本条例に対する町民の意識も薄れているように感じられることから、広報紙を活用して条文の説明やその取り組み状況等を周知していくことが必要と考える。

【意見交換の結果】

本調査は、前述したように「町長の責務（第 14 条）」に対する町長の考え

方から委員会の中断を余儀なくされたことは、誠に遺憾である。

まちづくり基本条例は、まちづくりの基本原則を定めたものであり、「町民」と「町（執行機関と議会）」は本旨を最大限に尊重してまちづくりを進めなくてはならないものである。したがって、町（執行機関）は本調査資料で示した課題とその解決に向けた行動計画に最善の努力をもって取り組むことを強く期待するものである。